

障がい者差別の解消に向けた取組

平成 27 年度の取組

1 職員対応要領の策定

障害者差別解消法第 10 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 12 月 28 日付けで、県職員を対象とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」を策定。

2 職員研修の実施

障害者差別解消法の施行に備え、平成 28 年 1 月から 2 月にかけて、県職員全体に対する説明会（所属長に対して 6 回、一般職員に対して 18 回）を実施。

3 広報啓発活動の実施

- ① 障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラムの開催（主催：内閣府・三重県）（平成 27 年 12 月）
- ② 「県政だより」（平成 28 年 1 月号）への特集記事の掲載
- ③ 三重テレビ「県政チャンネル」における啓発番組の放送（平成 28 年 1 月）
- ④ 伊勢新聞への啓発広告の掲載（平成 28 年 3 月）
- ⑤ 街頭啓発（津駅前と近鉄四日市駅前の 2 か所）の実施（平成 28 年 3 月）
- ⑥ 県内の障がい福祉サービス事業所連絡協議会や民生委員児童委員協議会、社会福祉法人等からの要請による会議や研修会の場における説明

平成 28 年度の取組

1 相談窓口の設置

平成 28 年 4 月 1 日に、健康福祉部障がい福祉課に相談窓口を設置。

2 職員研修の実施

新規採用者研修や新任所属長研修において、障害者差別解消法の概要や職員対応要領について説明。

3 広報啓発活動の実施

- ① 障害福祉サービス事業者等集団指導時における説明（平成 28 年 7 月に 4 会場で説明）
- ② 県や医師会が主催する社会保険集団指導時における医療機関に対する説明（平成 28 年 7 月から平成 29 年 2 月までの間に 9 会場で説明）
- ③ 三重県障がい者差別解消セミナーの開催（健康福祉部と三重県障がい者差別解消支援協議会との共催）（平成 28 年 9 月に県庁講堂にて開催）
- ④ 出前トーク等を活用した障がい者団体等に対する説明（随時）
- ⑤ 市町からの要請による市町職員に対する説明（随時）
- ⑥ 街頭啓発（駅前や商業施設）の実施（平成 29 年 3 月）
 - ・津新町駅、近鉄四日市駅、宇治山田駅
 - ・イオンモール鈴鹿

⑦ 「みみの日記念第3回手話フェスティバル」会場にてブース展示の実施（平成29年3月）

4 障害者差別解消地域支援協議会の設置及び開催

障害者差別解消法第17条第1項の規定に基づき、平成28年8月に「三重県障がい者差別解消支援協議会」を設置し、第1回協議会を開催。また、平成29年1月に第2回協議会を開催。

5 市町での体制整備の促進

障害者差別解消法の運用に関する情報共有を図るとともに、職員対応要領の策定や相談窓口の開設、障害者差別解消地域支援協議会の設置などについて働きかけを実施（平成28年12月から平成29年1月にかけて県内全市町への訪問を実施、また、市町担当者会議（平成29年3月）で説明）。

平成29年度の取組予定

1 相談窓口の拡充

平成29年4月1日に、三重県障害者相談支援センターにも相談窓口を設置。

2 職員研修の実施

新規採用者研修において、障害者差別解消法の概要や職員対応要領について説明。

3 広報啓発活動の実施

- ① 「県民の日」記念事業（平成29年4月）、消費者月間記念講演会（平成29年5月）等の会場における障害者差別解消法の啓発パンフレットの配布。
- ② 介護保険サービス事業者等集団指導時における説明（平成29年6月に3会場で説明）。
- ③ 出前トーク等を活用した障がい者団体等に対する説明（随時）。
- ④ 市町からの要請による市町職員に対する説明（随時）。
- ⑤ 障がい者差別の解消を図るためのフォーラム等の開催（障害者週間（12月3日から同月9日まで）の前後において、複数回のイベントを開催する方向で検討）。

4 障害者差別解消地域支援協議会の開催

平成29年7月に、第1回協議会を開催。内閣府作成の「合理的配慮事例集」を配布し、各団体関係者への周知を依頼。平成30年1月頃に、第2回協議会を開催（予定）。

5 市町での体制整備の促進

障害者差別解消法施行から1年が経過し、全ての市町で相談窓口が設置されたが、職員対応要領の策定や障害者差別解消地域支援協議会の設置については未実施の市町があり、さらなる働きかけを実施（予定）。

6 障がい者差別解消条例策定に関する議会の動き

三重県議会に障がい者差別解消条例策定調査特別委員会が設置され、条例制定について検討が行われている。